

商店週休、勤務時間、並ニ店舗閉鎖

時刻ニ關スル研究會委員決議

- 一 商店使用人ニ一週一日ノ休暇ヲ與フルコト
商店員体育智育を向上し能率を増進する上に於て必要にして斯くの如くすること
を商店主及商店員の非通利益なりと認むるが故なり
- 二 商店使用人ノ週休ハ日曜日タルコト
一般に休日を目曜としたるは一家の閑静及世交の時日を共通にせんとするなり
- 三 週休ノ法規ニ除外例トシテ一日若クハ半日ノ就業ヲ認ムベキ
營業ノ種類ハ凡ソ左ノ如シ
旅館、飲食店、浴場、藥品及醫療器具販賣業、停車場ニ於ケル各種
販賣業、新聞雜誌發行販賣業、牛乳、野菜、魚肉等日用食料品販賣
業、理髮業、諸興行、遊覽地及祭禮ニ於ケル土産販賣業、天候又ハ
季節等ニヨル營業、運輸交通業等
除外例を設けたるは休日と雖も生活に必要な營業、若くは時に休日に必要な
營業として歐米諸國の除外例を参照して我國の機宜に適したるものを選択せ
り
- 四 週休制度ノ例外トシテ認メラレタル種類ノ店舗ニ勤務スル使
用人ニ對シテハ他ノ週日ニ於テ一日若クハ半日ノ休暇ヲ與ヘ之
ニ依リテ二十四時間連續休暇制度ニ適合セシムルコト
連續休暇は週休問題の基調なるが故に除外例に對して此の項を設けたるなり
- 五 店舗ノ閉鎖時刻ハ午後八時ヨリ遅レザルコト
閉鎖時刻を午後八時とせるは店員の交替勤務を行ふと雖も夜間營業を爲すを得
ざる様にしたるなり
- 六 店舗閉鎖時刻ノ除外例ハ週休除外例ニ準ジテ之ヲ設クルコト
理由は週休の除外例と同じ
- 七 商店使用人ノ勤務時間ハ一日九時間半(一週五十七時間)幼年
使用人勤務時間ハ一日八時間(一週四十八時間)トシ尙補習教育
ヲ施スコト
ワシントンの國際労働會議に於ける我國に對する除外規定を参照して最大限度
を斯くの如くせり
- 八 祭禮日、縁日ニ關シテハ別ニ除外例ヲ設クルモノトス
之の除外例は地方地方の習慣に従つて夫れく適宜に規定せむる權能を其地方
に與へんとするなり
- 九 以上ノ諸項ハ法規ヲ制定シテ三年以内ニ之ヲ實施スルコト
斯る事は法規に依らざれば實行を期し難きが故に成るべく速に法網にせらるゝ
ことを希望し而して之が實施の準備期間は三年を以て十分なりとす

大正十年五月二十七日